

医 業 経 営 情 報

NO. 55 社団医療法人の社員総会に関する留意点

社団医療法人の最高意思決定機関は社員総会です。

理事長が一番権限があるように見えますが、理事長になるには社員総会で理事に選任される必要がありますし、一般的に理事（理事長）と社団医療法人の法律関係は、法人が理事（理事長）に対して業務執行を委任していると解されています。

したがって、社員総会における議決権を持つ社員の構成は非常に重要です。

■平成19年4月1日施行の新医療法で変わった事項

平成19年4月から新医療法が施行されることは新聞・雑誌等いろいろなメディアで取り上げられていますので、皆さんご存じの事と思いますが、社員総会に関することも平成19年4月から大きく変わりました。

社団医療法人の社員総会に係りのある医療法改正内容についてまとめたのが下表です。

変 更 事 項	改 正 前	改 正 後
社員総会の議長	医療法には定めがありませんが、モデル定款で「 <u>会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる</u> 」と書かれていることから、理事長が議長でした。	医療法第48条の3において「 <u>議長は、社員総会において選任する</u> 」と定められましたので、理事長が議長とは限りません。
定足数の補充	旧医療法第49条において「 <u>理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない</u> 」と定められていました。	医療法第48条の2において「 <u>理事及び監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない</u> 」に規定が変わりました。

変更事項	改正前	改正後
社員総会の開催要件	医療法には定めがありませんが、モデル定款で「 <u>社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない</u> 」と書かれていることから、2分の1以上の出席で総会が成立しました。	医療法第48条の3において「 <u>社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない</u> 」と定められましたので、原則として過半数の出席で総会が成立します。
議長の議決権	議長（理事長）が議決権を行使する事は賛否両論はありますが、特に定めがありませんでしたので <u>議決に加わっているケースがほとんど</u> でした。	医療法第48条の3において「 <u>前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない</u> 」と定められましたので、可否同数の時以外、議長は議決に加わることができません。

■ 定款変更に関する経過措置

新医療法施行に伴い、既存医療法人は平成20年3月31日までに定款を変更する必要があります。

これは医療法附則第9条に下記のように規定されているからです。

医療法附則第9条

施行日前に設立された医療法人は、施行日から1年以内に、この法律の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更につき医療法第50条第1項の認可の申請をしなければならない。

既存医療法人は、定款を変更する日又は平成20年3月31日のいずれか早い日までは、現行定款が有効ですが、新医療法で定められているが現行定款に記載されていない事項は平成19年4月1日以降から新医療法の規定が適用されます。

また、定款変更の有無に関係なく平成20年4月1日以降は新医療法の規定が全て適用されます。

これらの事は医療法附則第9条第2項に定められています。

医療法附則第9条第2項

施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から1年を経過する日（前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があった日）までは、新医療法第6章の規定により定められた定款又は寄附行為とみなす。この場合において、当該定款又は寄附行為と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

つまり、新医療法で変わった事項の取り扱いは下記のようになります。

- 定款の変更に関係なく適用される事項
 - ・ 議長の議決権の件
 - ・ 理事又は監事の定足数補充の件
- 定款を変更するまでは定款の規定が優先される事項
 - ・ 社員総会の議長選任の件
 - ・ 社員総会の開催要件の件

■社員総会に関する留意点

①社員総会の招集通知について

新医療法施行後も社員総会の招集権者は理事長です。

理事長は社員総会を開催する時は、定時・臨時社員総会にかかわらず、各社員に対して招集通知を出す必要があります。

招集通知は郵送で発送することが多いですが、モデル定款で「社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに・・・」と定められているように、総会開催日の5日前までに招集通知を発送する必要があります。

5日前というのは、通知を発送した日と総会開催日の間に5日間あるという意味です。ですから4月10日が総会開催日なら4月4日中に招集通知を発送する必要があります。

なお、通知は必ずしも各社員に届かなければいけないというものではありません。理事長は社員名簿に登録されている住所宛に上記期日までに招集通知を発送すれば招集権者としての責任を果たしたことになります。ですから各社員は住所が移転した時は、必ず社員名簿の書き換えを依頼する必要があります。

②社員総会の開催要件について

既に説明したとおり、既存医療法人は平成20年3月31日までに定款を変更する必要があります。

定款を変更するまでは社員の2分の1以上の出席で総会は成立しますが、定款変更

後は総社員の過半数の出席がないと総会は成立しません。過半数とは半分を超える数をいいますので、もし総社員数が5名の医療法人であれば、3名の出席がないと総会が成立しないこととなります。

③社員総会議事録の署名人について

議事録の署名については、定款で「議事録には議長及び議事録署名人が署名捺印しなければならない」などと議事録署名人について定めている場合と、いない場合があります。

定款で議事録署名人について定められている場合は、定款の規定に従い、議長と議事録署名人が署名押印すれば済みますが、定款で議事録署名人について定められていない場合は、議事録に記載された内容の真正性を証明する意味で出席社員全員が署名押印すべきだと思います。ただし、社員総会において議事録署名人を選任するという決議がされた時は議事録署名人のみが署名しても構いません。

議事録署名人の人数や署名人となるべき資格については医療法及び民法では特に決まりはありませんので、定款で定められている場合を除き、1名でも良いですし、社員でない理事が署名しても問題はありません。

したがって、社員総会そのものが適法に行われていれば、議事録署名人が誰であれ社員総会での決議事項は有効であると解釈されます。

④持ち回り決議について

持ち回り決議とはわざわざ社員総会を開催することなく、事前に作成した議事録に、各社員が署名押印することで、社員総会の決議とする方法をいいます。各社員の間で議事録を持ってまわる、又は郵送により議事録をまわすので持ち回り決議と言われています。

持ち回り決議による社員総会は社員間になんら紛争がなく、総会の有効性に疑問を感じたり、決議の無効を訴える社員がいない医療法人では全く問題のない方法ですが、もし社員間でなんらかの紛争を抱えている医療法人では問題のある方法と言えます。

持ち回り決議の有効性については賛否両論あり、持ち回り決議を認めた判例もあるようですが、基本的には定款に「理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、持ち回り若しくは書面表決の方法により全社員の賛否を求め、その過半数の同意をもって社員総会の議決に変えることができる。」などと持ち回り決議を認める規定を設けていない限り、紛争を抱えている医療法人では持ち回り決議を行うべきではありません。

⑤理事及び監事の定足数補充について

既に説明したとおり、理事及び監事の定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充をしなければなりません。

例えば定款に理事の定員を「5名以上8名以内」と定めている場合は、最低人員の5名に対して5分の1を超える欠員（この場合2名）がいる時は1ヶ月以内に理事を補充をしなければなりません。

しかし、もし定款で理事の定員を「7名以内」と最大人員のみを定めているのであれば注意が必要です。最大人員に対して常に5分の4以上の理事数を確保する必要があります。つまり、最大人員が7名であれば5分の1を超える欠員（この場合2名）で1ヶ月以内の補充を要しますので、常に5名以上の理事数が必要になります。

以上、「社団医療法人の社員総会に関する留意点」をまとめてみました。

冒頭で社員総会は社団医療法人の最高意思決定機関であり、非常に重要だと述べましたが、平成19年4月の新医療法施行により社員総会の開催要件、議長、議長の議決権が大きく変わりましたので、日頃きちんと社員総会を開催している医療法人は特に注意が必要です。

社員間でなんら紛争がなく、持ち回り決議による社員総会議事録を作成している医療法人でも、定款の変更と、今後の議事録の記載内容が変わりますので、十分に注意して下さい。

医療法人は、定款を変更するには主務官庁である都道府県の認可が必要ですので、定款変更に際しては都道府県にモデル定款や定款認可申請の添付書類について事前に確認して下さい。

平成19年4月9日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹